

平成30年11月7日開催

箕輪町農業委員会第9回総会

会 議 録

1. 開催日時 平成30年11月7日(水) 午前8時56分から午前9時30分

2. 開催場所 箕輪町役場 講堂

3. 出席委員(22人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	4番	代田	三男
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克成
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博

4 農業委員会事務局職員

事務局長	三井	清一
事務局次長	丸山	敦
事務局書記	山崎	万里子

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第5 報告第1号 農地法第4条第1項の規定による届出について
日程第6 報告第2号 農地改良届について

局 長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。
ご起立をお願いします。ご苦労さまです。
本来であればここで農業委員会憲章のご唱和をお願いする所ですが、本日この後県大会がありますので、省略させていただきます。
ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にしていただくようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

お疲れ様です。11月に入り、農業もひと段落かと思えます。本日は、この後県大会、また引き続き視察研修が予定されておりますので、スムーズな進行にご協力をお願いします。

局 長

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。

議 長

ただいまから第8回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は22人であり、箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。
10月の経過報告について申し上げます。
10月第8回総会を10月4日（金）に行い、農地法第5条1件の転用案件について総会后9日付け許可書を交付しました。
農地法第5条1件の転用審議案件については、南信地区常設審議委員会において、長野県農業会議会長へ諮問を行い、10月15日に県常設審議委員会が開催され、当町での転用案件については問題なく許可が認められたため、16日付けで許可書を交付しました。
10月5日午後2時から北部農業委員会交流会を辰野町主催で行い全委員の方に参加いただき、パターゴルフでは、箕輪町は個人上位独占の活躍でありました。

10月26日農政部会が行われ、ファーマーズの集いの表彰者等について話合われました。また、後程の協議会で、内容について部長より報告をいただきたいと思ひます。

10月29日農地部会が行われ、利用意向調査の進め方等について話し合いました。また、後程の協議会において、部長より報告をいただきたいと思ひます。

11月3日には、町功労者表彰、もみじ湖夢祭り、夢ワインの会等それぞれの立場で参加いただきありがとうございました。

11月6日11月転用案件現地確認を会長、会長代理、農地部会正副部長、当番委員で行いました。

引き続き、役員会を午前10時30分から行いました。以上で10月の報告を終わります。

それでは、これより審議に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

4番代田三男委員・5番井口雅文委員の両委員を指名いたします。日程第2農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。

車庫等設置による申請です。

土地の所在は、

中曽根 [] 「畑」 [] m² となります。

昭和58年頃の土地改良事業で、区画整理及び道路の付替えが行われ、住居から付け替えられた道路(公道)に出るには、当該計画地を利用しなければの状況であり、今回正式に転用申請し、登記の変更手続きを行うため計画。

農地区分は、10ha以上の一団の農地を形成した良好な営農条件を備えた1種農地に該当しますが、既存の集落に接続して設置される施設に該当の為転用も可能であると判断しております。

位置図は、1ページになります。

議案第1号の説明は以上になります。ご審議をよろしくお願ひいたします。

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。白鳥善文委員。

事務局

議長

白鳥委員

9月28日、 [] の息子さんが説明に来た。内容は事務局のとおりであります。

議長

ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、

質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認めます。採決をいたします。

原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第 1 号議案については原案のとおり認めることに決定しました。

日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明をいたします。

1 番目の案件です。計画変更による住宅に伴う使用貸借の申請です。

土地の所在は、中箕輪 [] 「畑」 [] m²

借受人は、所有者の息子さんの [] さん。

貸付人の [] さんは、計画地に住宅を建設するため [] 取得したが、資金計画が立たずに断念。今回息子さんの住宅用地として土地の有効活用を図る。息子さんは、現在アパートに住んでいるが、手狭なために住宅建設を計画。隣接地（申請地の東）を倉庫兼住宅用地として取得しているが、地盤調査の結果、計画地が安全であるとの結果が出たため、今回の申請地に計画。資金計画も、自己資金の範囲内であった為計画をするものです。

農地区分は、市街化近接区域内で概ね 10ha 未満の農地ではありますが、宅地に挟まれた農地であり、また、現状申請地に車庫が設置されており、残地の有効活用、また、位置的代替性が無い為、転用はやむを得ないと思います。

位置図は、6 ページになります。

2 番目の案件です。贈与による住宅用地に伴う申請です。

土地の所在は、中箕輪 [] 「畑」 [] m²

申請者は、土地所有者の息子さんです。現在 [] 生活をしているが、子どもの成長にあわせ、 [] 生活をしたいと計画。今回、父親の所有する申請地へ住宅建設を計画。貸付人は、申請地付近は、宅地化が進み、農地として管理しがたい状況となっており、今回息子さんから [] したいとの思いを受け、土地の有効活用として無償貸与することを決めた。

農地区分は、第 1 種住居地域に指定されている用途地域内の第 3 種農地に該当します。

位置図は、10 ページになります。

3 番目の案件です。譲渡人解散に伴う継承による計画変更に伴う申請です。

土地の所在は、中箕輪 [redacted] 「田」 [redacted] m²
譲渡人である [redacted] は、 [redacted] 付の [redacted] により
解散したため、箕輪町が当該土地を継承するための計画変更になります。

位置図は、14ページになります。

4番目の案件です。売買による太陽光発電施設用地に伴う所有権移転の申請です。
売買価格は、 [redacted] 円/m²です。

土地の所在は、東箕輪 [redacted] 「畑」 [redacted] m²、
東箕輪 [redacted] 「畑」 [redacted] m²の [redacted] m²です。

譲渡人は、町外に住んでおり、農地を適正に管理ができておらず、土地の有効活用を考えていた。譲受人は、太陽光発電事業で収入を得て会社を運営しており、今回事業拡大の為申請地に計画。 [redacted] にて計画している。

農地区分は、宅地に囲まれた生産性の低い農地、2種農地に該当、また、候補地の検討もなされており位置的代替性がないと判断できるため今回の転用はやむを得ないと考えます。

位置図は、19ページとなります。

5番目の案件です。売買による物置用地に伴う所有権移転の申請です。

売買価格は、 [redacted] 円/m²です。

土地の所在は、中箕輪 [redacted] 「畑」 [redacted] m²
中箕輪 [redacted] 「畑」 [redacted] m² 計 [redacted] 筆 [redacted] m²

譲受人は、現在駒ヶ根に在住しているが、勤務地が箕輪町であり、実家付近にある申請地に物置用地として取得し、住宅建設と併せて計画するもの。譲渡人は、農業を行っているが、高齢の為規模縮小を考えていた。

農地区分は、JR 沢駅から概ね300m以内の農地であり、3種農地に該当。

位置図は、24ページとなります。

6番目の案件です。売買による宅地（下水道用地）に伴う所有権移転の申請です。

売買価格は、 [redacted] 円/m²です。

土地の所在は、中箕輪 [redacted] 「畑」 [redacted] m²です。

譲渡人は、平成14年9月17日住宅用地として取得したが、一部を住宅用地として利用し、残りの部分は自家用野菜畑として耕作している。今後についても住宅を広げる計画はなく、譲受人より下水道用地として一部お願いをされ、今回計画を変更。

農地区分は、用途地域内（第1種住居専用区域）に該当。

位置図は、29ページとなります。

7番目の案件です。使用賃借による住宅用地に伴う申請です。賃借料は無償となります。

借受人は、現在借家に住んでいるが、子どもの成長にあわせ手狭となってきたため、住宅建設を計画。申請地は、父が所有しており、実家も近い為申請地に計画。

貸付人は、今回息子より住宅建設の話はあり、土地の有効活用の為貸し付けることとした。

農地区分は、宅地に囲まれた生産性の低い農地、消極的 2 種農地に該当。位置的代替性もないことから今回の転用はやむなしと判断しております。位置図は、33 ページになります。

8 番目の案件です。売買による太陽光発電施設設置に伴う所有権移転の申請です。売買価格は、[] 円/m²となります。

土地の所在は、中箕輪 [] 「畑」 [] m²です。

譲受人は、今回隣接地に岡谷より工場の移転を行っており、併せて事業拡大のため、本申請地に [] を計画するもの。

譲渡人は、当該土地が、隣接地に工場が進出してくるため、周囲が工場、道路に囲まれてしまうために、農業がしづらくなることが予想され、申請地を手放し、改めて違う場所で農業を営む計画。

農地区分は、宅地に囲まれた生産性の低い消極的 2 種農地に該当。

位置的代替性も無い為、農転はやむを得ないと判断します。

位置図は、38 ページになります。

9 番目の案件です。所有権移転に伴う、住宅用地の為の申請です。

土地の所在は、中箕輪 [] 「畑」 [] m²です。

申請地は、農振農用地に該当してはいましたが、今回除外申請手続きが完了したため、転用手続きを行うものです。

譲受人は、現在借家で生活しているが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、住宅の建築を計画。申請地は妻の父親が所有する農地で、実家に隣接しており、他候補地についても検討しておりますが、資金等の関係で本申請地が最も適しており、申請地として選定されております。

農地区分は、概ね 10ha 以上の一団の農地を形成した良好な営農条件を備えている第 1 種農地に該当しますが、既存集落に接続して設置されるものに該当するため、転用もやむなしと判断しております。

位置図は、43 ページになります。

議案第 2 号の説明は以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの事務局から説明がありました。それぞれの地区の農業委員から報告をお願いします。1 番の案件に関しまして藤田久一委員。

藤田委員

10月4日に、[] さんが来て、現地にて説明を受けた。現地付近は宅地化が進んでおり問題無いと思います。

議 長

2 番、6 番の案件に関しまして北條真一委員。

北條委員

2番の案件につきましては、[redacted]氏が来て現地で説明を受けました。内容につきましては事務局の説明のとおりであります。

6番の案件につきましては、[redacted]が来て説明を受けました。現地は宅地化が進んでおり、事務局が説明したとおりの内容ですので、問題ないと思います。

議 長

3番、5番、7番の案件に関しまして大槻博一委員。

大槻委員

3番の案件につきましては、[redacted]が来て説明を受けました。事務局の説明のとおりであります。

5番の案件につきましては、[redacted]より説明を受けました。内容は、事務局の説明のとおりであります。

7番の案件につきましては、[redacted]が来て説明がありました。内容は事務局の説明のとおりであり、問題無いと思います。

議 長

4番の案件に関しまして鈴木健二委員。

鈴木委員

[redacted]が来て、2人で現場へ行き説明を受けた。現場は、現状荒廃地でありしっかり管理していただければ問題無いと感じております。

議 長

8番の案件に関しまして櫻井克成委員。

櫻井委員

[redacted]一緒に現地にて説明を受けました。現場は工業地帯であり、今回の転用はやむなしと思います。

議 長

9番の案件に関しまして唐澤太美男委員。

唐澤委員

[redacted]が来て説明を受けました。農振除外を受けた土地であり、問題無いと思います。

議 長

ただいま事務局並びに地区委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認めます。採決をいたします。

議案第2号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第4議案第3号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

1 ページは、総括表となります。

田 15,053 m²、畑 11,262 m² 計 26,315 m²

2 ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

2 ページは、3年新規 2筆 田 2,004 m²

3 ページは、5年新規 9筆 田 5,173 m² 3筆 畑 1,761 m² 計 6,934 m²

4 ページは、6年新規 8筆 田 7,876 m²

5 ページは、6年継続 5筆 畑 4,373 m²

6 ページは、7年新規 1筆 畑 5,128 m²

となります。

議案第3号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。ご審議お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

発言が無いようですので、質疑を終結いたします。議案第3号を採決いたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

一同 異議なし

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり認めることに決定しました。

日程第5 報告第1号 農地法第4条第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第4号 農地法第4条第1項の規定による届出について説明いたします。

1番目の案件につきましては、

土地の表示は、中箕輪 [REDACTED] 「畑」

面積は、[REDACTED] m²となります。

農機具収納施設2棟の届出となります。届出者は、現在の農機具置き場を移動するため、届出を行うものです。

2番目の案件につきましては、土地の表示は、東箕輪 [] 「田」面積は、 [] m²のうち、 [] m²となります。

申請者は、トラクター等申請土地の屋外に置いているが屋内で適正管理を行うため、また、住宅敷地内で、農機具収納施設の土地が確保できない為届け出を行うものです。

報告第1号の説明は以上になります。ご審議よろしくお願いたします。

ただいまの報告第1号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第1号は聞きとどめてまいります。

続きまして、日程第6 報告第2号 農地改良届について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

議 長

事務局

報告第5号 農地改良届について ご説明いたします。

土地の表示は、中箕輪 [] 地目は全て「畑」で面積 [] m²となります。詳しい土地の表示は、議案書の裏面にありますので確認をお願いします。

届出人は、沢にお住いの唐澤金実さんです。 [] さんは、 [] を経営しており、今回の届出の土地でも事業を拡大し行う計画であり、水耕栽培用ハウスを建築することを目的として行うものです。

報告第2号の説明は以上になります。よろしくお願いたします。

議 長

報告第2号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞き留めて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思ひます。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

4 番

5 番
